

スペインにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5544

FAX: 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●
**「スペインにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」
 に関するアンケート**

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1:「スペインにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？(○をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2:上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3:その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

目次

1. インターネットにおける青少年保護に関する法制度	2
2. ホットライン(機関概要)	10
3. 規制についての問い合わせ先(主管官庁)	18
4. 規制についての問い合わせ先(民間)	20
付属資料:各機関のメンバーリスト	25

1. インターネットにおける青少年保護に関する法制度

A) 国単位での規制

スペインは 2000/31 EC 指令¹ に基づき、2002 年 7 月 11 日に 34/2002 法「情報社会ならびに電子商取引法」² を施行した。

同法は第 1 条第 1 項「主旨」に「本法の主旨は情報社会サービスと電子商契約の法的統制にある」としている通り、必ずしも青少年保護のみを本旨としたものではないが、それに関する条項を含めているため、現行の国内法で唯一インターネットにおける青少年保護について言及したものとされている。

<34/2002 法「情報社会ならびに電子商取引法」>

第 1 章第 8 条「サービス提供に対する制限」

第 1 項 情報社会において提供される一定のサービスが下記の理念に抵触する、またはその可能性を含む場合、それぞれの監護を職務とする機関は、与えられた権限により、当該サービスに対して、サービス提供を停止、または一部のデータを撤回させるなど、必要な措置をとることができる

- a) 社会的秩序、司法、公安、国防
- b) 公的保健および消費者たる個人の保護
- c) 人の尊厳への敬意および、人種、性別、宗教、主張、国籍、障害、その他個人または社会的条件による差別行為の否定
- d) 青少年および児童の保護

第 3 章第 18 条「行動規範」

第 1 項 行政機関は企業、協会、営利団体、事業者、消費者に対して、任意的な行動規範を策定し、その運用を推進する

第 2 項 未成年者の保護ならびに人の尊厳に関わる内容については特別な注意を払い、必要であれば他と区別した行動規範を策定するものとする

¹地域内市場の情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日付欧州議会および理事会指令 2000/31/EC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:178:0001:0001:EN:PDF>

² LEY 34/2002, de 11 de julio, de servicios de la sociedad de la información y de comercio electrónico. <http://www.boe.es/boe/dias/2002/07/12/pdfs/A25388-25403.pdf>

前述の通り、34/2002 法はインターネットにおける青少年保護のみに特化したものではない。また上記条項からも分かる通り、サービスプロバイダ(以下、ISP)によるアダルトコンテンツの掲載などを具体的に規制しているわけではない。

このスペインの国内法による規制については、2011年11月15日付けで INTECO³公式サイトに掲載された、アロンソ・ウルタド・ブエノ嘱託弁護士による記事⁴が現状をよく解説している。

未成年者の保護とインターネットにおけるアダルトコンテンツについて

2011年11月15日 アロンソ・ウルタド・ブエノ(LexTic Abogados 所属弁護士)

現時点において、(スペインには)大人向けとされるインターネットコンテンツ(ポルノなど)の公開を規制する法は存在しない。

34/2002 法は「社会的秩序および健全性、未成年の保護など、基本的かつ特定の価値観に抵触する、またはそれらを危険に晒すものを規制する」としているが、インターネット上にある大人向けコンテンツへのアクセスについて具体的な記述は一切存在しない。

また、1/1996 基本法「未成年者の法的保護」(1996年1月15日施行)⁵は、未成年者が閲覧する情報の管理義務について、保護者および公権力が負うとしているが、同じくアダルトコンテンツを規制する内容は見られない。

唯一、インターネット上に掲載されたアダルトコンテンツに適用し得る、具体的な規制は下記、7/2010 法「視聴覚通信総合法」(2010年3月31日施行)⁶ 第7条第2項に見ることができる。

『未成年者の身体、心理、道徳面での成長に悪影響を及ぼすコンテンツの自由な公開、特に性的描写や暴力的シーンを含む番組の公開について規制する』

『平日8時から9時、および17時から20時、土日祝祭日9時から12時を特別保護時間とし、その時間中13歳以上を対象とした番組の放送を禁じる』

『上記コンテンツの放送は22時～6時に制限する。また番組開始前に音、または視覚的に規制内容を報せるものとする』

『公的宝くじを除く、くじ・賭博に関する番組の放送時間は午前1時から午前5時とする。また、占いやオカルト的要素を含む番組の放送時間は22時から午前7時とする』

これらの記述からも分かるように、7/2010 法は「テレビ放送」に向けられたものに他ならない。

³ Instituto Nacional de Tecnologías de la comunicación (国立通信技術機構)

⁴http://www.inteco.es/blogs/post/Seguridad/BlogSeguridad/Articulo_y_comentarios/Post_menores_contenidos

⁵ Protección de menores y contenidos adultos en Internet <http://www.boe.es/boe/dias/1996/01/17/pdfs/A01225-01238.pdf>

⁶ Ley 7/2010, de 31 de marzo, General de la Comunicación Audiovisual. <http://www.boe.es/boe/dias/2010/04/01/pdfs/BOE-A-2010-5292.pdf>

但し、同法第 2 条第 2 項「視聴覚通信サービスの定義」にある「電気通信網を介して、一般に情報、知識、教育、または商業的情報を旨とする番組を発信する者」という定義を主観的に解釈することで、インターネット上のビデオストリーミングサイト、ビデオキャストなどの媒体を含めることができ、情報提供サービス業者が大人向けコンテンツの発信に伴って負うべき義務を定める、唯一の国内現行法であるといえる。しかし、7/2010 法の特性上、画像やオンライン冊子、テキストに関しては規制することはできない。

インターネット上に掲載された大人向けコンテンツの規制は、自治州条例に具体的な例を見ることができる。例えば、25/2007 アンダルシア州令「未成年者によるインターネット及び情報処理、通信技術の使用に関して抑止措置ならびに安全性確保の促進を定める州令」⁷がこれにあたる。

このように、地方単位では具体的な条例を施行して青少年の保護につとめているところもあるが、基本的に国内法としてインターネットコンテンツに特化した規制は存在しない。一方、前述の 34/2002 法では同業界の「自主規制」を推奨する記述が含まれており、Confianza Online⁸をはじめとする、インターネットコンテンツ認証機関の役割が重要になってくる。

同記事、ならびに各機関へのヒアリングの結果、インターネットに限定して青少年保護について言及している国内法は前述の 34/2002 法のみであり、実質的に同分野における抑止力を発揮しているのは刑法と地方自治体レベルでの規制であるという結論に至った。

その他、インターネットに限らず青少年保護について言及し、本分野に適用可能な国内法として下記が挙げられる。

- ・ スペイン国憲法第 3 章「社会政策ならびに経済の主要監督者」
(第 39 条第 2 項に、公権力および保護者の児童に対する監護責任について記述)
- ・ 1/1996 基本法「未成年者の法的保護」
(第 12 条第 1 項に保護者の通報義務、第 2 項に公権力の支援義務を定める)
- ・ 5/2000 基本法「未成年者の犯罪責任」
(性犯罪を含め、未成年者の刑事責任について言及)
- ・ 1720/2007 王令「15/1999『データ保護基本法』を改訂する王令」
(第 13 条に未成年者の個人情報の取り扱いに必要な同意事項を定める)
- ・ 7/2010 法「視聴覚通信総合法」
(映像コンテンツについて言及)

⁷ DECRETO 25/2007, de 6 de febrero, por el que se establecen medidas para el fomento, la prevención de riesgos y la seguridad en el uso de Internet y las tecnologías de la información y la comunicación (TIC) por parte de las personas menores de edad. http://www.juntadeandalucia.es/export/especiales/filtrodecontenidos/Dec_Infancia_Internet.pdf

⁸ 民間のインターネット認証機関 <http://www.confianzaonline.es/>

B) 刑法規定

2010年6月23日に施行された、5/2010 基本法「10/1995 刑法基本法を改訂する法」⁹は、2003年12月22日の欧州理事会の枠組決定 2004/68/JAI「児童への性的搾取と児童ポルノ対策に関連する決定」¹⁰に基づき、第2章b「13歳未満の児童に対する性的搾取と暴行」の項目を刑法典に加筆すると共に、未成年者との性交渉を目的としたインターネットによる誘引(チャイルド・グルーミング行為)を抑制すべく、第183条bを追加している。

以下に、上記で述べた5/2010基本法による「13歳未満の児童に対する性的搾取と暴行」、第183b条に加え、児童ポルノに関連する第189条(2003年11月25日の15/2003基本法¹¹により制定、上記5/2010基本法により改訂)を記す。

なお、スペイン国の刑法規定における「未成年」とは、加害者・被害者を問わず18歳未満であるが、性的搾取ならびに暴行の被害者となる場合は性交同意年齢である13歳未満を「児童」として区別し、罪を重くしている。

刑法第183条 <13歳未満の児童に対する性的搾取と暴行>

第1項

13歳未満の児童の貞操を侵害する行為に及ぶ者に、未成年者への性的搾取の責任を追及し、2年以上6年以下の禁固刑を科す

第2項

上記の攻撃的行為が暴力や脅迫を伴う場合、未成年者への性的暴行の罪により、5年以上10年以下の禁固刑を科す

第3項

貞操の侵害が、女性器、肛門、または口腔に対して行われた場合、または女性器、肛門に対する肉体の一部またはその他の物体の挿入を伴って行われた場合で、第1項に該当するものは8年以上12年以下の禁固刑、第2項に該当するものは12年から15年の禁固刑に処す

第4項

上記3項が下記の状況下で行われた場合、量刑を法定刑の上半分とする¹²

⁹ Ley Orgánica 5/2010, de 22 de junio, por la que se modifica la Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal. <http://www.boe.es/boe/dias/2010/06/23/pdfs/BOE-A-2010-9953.pdf>

¹⁰ Decisión marco 2004/68/JAI del Consejo, de 22 de diciembre de 2003, relativa a la lucha contra la explotación sexual de los niños y la pornografía infantil <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004F0068:ES:HTML>

¹¹ LEY ORGANICA 15/2003, de 25 de noviembre, por la que se modifica la Ley Organica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal. <http://www.boe.es/boe/dias/2003/11/26/pdfs/A41842-41875.pdf>

- a.被害者の知的または身体的発達が不足しており、そのために被害者が一切の抵抗を行うことができない状況におかれていた場合、またいずれの場合においても被害者が4歳未満であった場合
- b.侵害行為が2名またはそれ以上の人数により行われた場合
- c.暴行または脅迫が特に卑劣または屈辱的な性質を伴う場合
- d.犯罪に及ぶ際に、血縁または養父母を問わず、尊属、兄弟姉妹など、被害者に対して上位にあたる地位や親権を利用した場合
- e.加害者が未成年者の命を危険に晒した場合
- f.違反がこれらの行為を旨とする犯罪組織またはグループの上位者によって行われた場合

第5項

本条に定められた要件において、有罪とされた者が公権力を有する、その機関に所属する、または公務員である場合、上記に加えて6年以上12年以下の全資格剥奪処分とする

刑法第183条 bis<インターネットなどによる13歳未満の児童との性行為を目的とした接触>

刑法178条から183条(※183以外は全体的な性的搾取および暴行について言及)、および189条に記載されたすべての犯罪行為に及ぶ目的で、インターネット、電話、その他IT・通信技術を用いて13歳未満の児童と接触を図る行為について、1年以上3年以下の禁固または12ヶ月以上24ヶ月以下の罰金を科す。本罰則は実際にそれぞれの犯罪に及んだ場合の量刑に含まないものとする。また、接触の方法が強要、脅迫、欺瞞的な性質を伴う場合、量刑を法定刑の上半分とする。

刑法第189条<児童ポルノ関連>

第1項

以下を1年以上、5年以下の禁固刑に処す

- a.未成年者またはその目的を果たす能力がない者を、金銭的要件、収益の有無、公然または私的利用如何に関わらず、また媒体を問わず、露出演技行為またはポルノ演技行為、ポルノ制作物の制作を目的に、勧誘または使役する者

¹² 例:2年以上6年以下であれば、2・3・4年が「下半分」、4・5・6年が「上半分」となり、この例の量刑は4年以上6年以下となる。

b.その媒体を問わず、未成年者または能力を有しない者を、ポルノ制作物の制作、販売、流通、展示、提供、または販売、頒布、展示を促すことを目的に使役する者、また、その出自が国外または不明であっても、これらの目的のためにポルノ制作物を所持する者

第2項

未成年者または能力を有しないものを使役して制作されたポルノ制作物を、私的利用を目的として所持する者に、3ヶ月以上1年以下の禁固刑または6ヶ月以上2年以下の罰金を科す

第3項

第1項記載の行為で下記に該当する場合、5年以上9年以下の禁固刑を科す

- a. 13歳未満の児童を使役した場合
- b. その内容が特に卑猥、または屈辱的である場合
- c. 制作物に関わる経済的要件が特に重大な場合
- d. ポルノ制作物が児童や能力を有しない者に対する、身体的または性的暴行を示している場合
- e. 違反者がこれらの行為を旨とする組織、または協会に、過渡的であってもこれらに所属する場合
- f. 事実上、または名目上を問わず、尊属、保護者、庇護者、後見人、教育者など、未成年者または能力を有しない者に対して監護責任を有する者である場合

第4項

未成年者またはその能力を有しない者を、性的な行為に参加させ、その人格の形成および成長に有害な影響を与えた者に、6ヶ月以上1年以下の禁固刑を科す

第5項

親権者、保護者、庇護者または養育者でありながら、その監護下にある未成年者または能力を有しない者が売春、または墮落的行為を行っている事実を認めながら、その行為の阻止を怠った場合、また未成年者ならびに能力を有しない者を拘束する資格がない場合は管轄機関へ阻止を申し入れなかった場合、3ヶ月以上、6ヶ月以下の禁固、または6ヶ月以上12ヶ月以下の罰金を科す

第7項

未成年者またはその能力を有しない者を直接的に使役していなくとも、これらの声や画像を編集または修正して制作されたポルノ制作物を、その媒体を問わず制作、販売、流通、展示、提供した者に、3ヶ月以上1年以下の禁固刑、または6ヶ月以上2年以下の罰金を科す

C) 地方自治体による規制

国内規制の項目で述べたとおり、地方自治体レベルではインターネットにおける青少年保護について具体的な規制を行っているところもある。下記に文献調査ならびに各機関ヒアリングの結果として得られた情報に基づき、いくつかの例を挙げる。

＜25/2007 アンダルシア州令「未成年者によるインターネット及び情報処理、通信技術の使用に関して抑止措置ならびに安全性確保の促進を定める州令(2007年2月6日制定)＞

第1条「主旨」

本州令の主旨は、未成年者によるインターネットならびに情報処理技術の適切な使用を促進し、その使用に伴うリスクを防ぎ、安全な使用を促すことにある

第2条「適用範囲」

- a) 未成年者
- b) 家庭および未成年者の保護者
- c) 教育を職業とする者
- d) 情報処理技術、特にインターネットを使用する者全般

第5条「不適切および非合法的コンテンツ」

本州令では、人の尊厳、安全ならびに未成年者保護の理念を侵害し得る、または侵害する行為に導く要素を、不適切または非合法として取り扱い、下記の項目について特別な注意を払う

- a) 未成年者ならびにその他一般の者の、名誉、プライバシー、秘密事項を毀損するコンテンツ
- b) 暴力的、墮落的または未成年者の非健全化を助長するコンテンツ。また、年齢を問わず、売春や性的描写に関連するもの
- c) 人種差別、排他的、男女差別を内容とするもの。またはセクト、犯罪、テロ行為、統制主義や過激な思想を助長するコンテンツ
- d) 未成年者の身体的または精神的特徴などを攻撃し、アイデンティティーや自律性を毀損するコンテンツ
- e) 賭博や過剰消費を促すコンテンツ

<ラ・リオハ州 1/2006 法「ラ・リオハにおける未成年者保護法」(2006 年 2 月 28 日制定)¹³>

第 27 条 「通信」

第 1 項

ラ・リオハの各行政機関は、未成年者が通信技術を用いて、その健全な身体および精神の育成を妨げる恐れのあるメディア、製品、コンテンツ、サービスへアクセスすることを防ぐべく、必要な措置をとる。また、前述のアクセスを制限または抑止するための、警告システムの導入を推進する

第 2 項

未成年者によるインターネットへのアクセスが可能なすべての商用店舗ならびに公共スペースは、未成年者が使用し得る情報処理機器にアクセス管理および制限用のプログラムを導入し、未成年者の総合的な育成の弊害となり得るコンテンツならびにサービスへのアクセスを防止する義務を負う

<バレンシア州 12/2008 法 児童および青少年に関する保護総合法(2008 年 7 月 3 日制定)¹⁴>

第 72 条 電話、インターネット、テレビゲーム使用に関する未成年者保護について

第 1 項

未成年者がテレビ、インターネットを通じてアクセスし得る、暴力、人種差別、ホモフォビア、セクシズム、ポルノおよびその他未成年者の安全、健康、育成に不適切な番組やサービスについて通信業者は未成年者の保護について技術的および法的措置をとる義務を負う。通信業者は未成年者の親、保護者に対して、未成年者がそれらに禁止またはその健全な育成に不適切とされるコンテンツおよびサービスへのアクセスを阻止できるよう、便宜を図るものとする

第 2 項

上記に関わらず親は未成年者が不適切なサイトにアクセスしないよう、特別な注意を払う

<バレアレス諸島州 17/2006 法 児童および青少年への対応と権利を定める法(2006 年 11 月 13 日制定)¹⁵>

第 42 条 禁止および制限事項

第 1 項

ポルノ制作物ならびに犯罪、暴力行為への誘引、法で認められた権利の侵害、またはその人格形成

¹³ LEY 1/2006, de 28 de febrero, de protección de menores de La Rioja

<http://www.centroreinasofia.es/admin/leyes/1/La%20Rioja.pdf>

¹⁴ LEY 12/2008, de 3 de julio, de protección integral de la infancia y la adolescencia de la Comunitat

Valenciana. <http://www.boe.es/boe/dias/2008/08/19/pdfs/A34843-34873.pdf>

¹⁵ LEY 17/2006, de 13 de noviembre, integral de la atención y de los derechos de la infancia y la adolescencia de las Illes Balears. <http://www.boe.es/boe/dias/2006/12/13/pdfs/A43725-43752.pdf>

に悪影響を及ぼすコンテンツを有する出版物、映像、テレビゲーム、その他視聴覚制作物の、未成年者に対する販売、貸与、提供を禁止する。また、未成年者が立ち入ることができる場所、または閲覧し得る媒体において、上記コンテンツの演出、放送を禁じる

第2項

通信サービスを提供する施設は、本規則に則り、未成年者の人格形成に悪影響を及ぼすコンテンツへの未成年者のアクセスを制限できるよう、必要な技術的措置を施すものとする

上記の他、現在マドリード州では 2/2010 マドリード州法「教職員の権能」に、学校敷地外であっても、教職員が児童の共存を妨げる行為(ネットいじめ=Ciber-Bullying)について監視および必要な措置を取れるよう、教職員の権限を拡大する改正案が提出されており、近々可決される見通しとなっている¹⁶。

¹⁶ PROTEGELES 法務担当者ヒアリングによる情報

2. ホットライン(機関概要)

PROTEGELES

Web サイト: <http://www.PROTEGELES.com/index.asp>

所在地: Calle Jose Echegaray 8, Edificio 3. 28230 Las Rozas, Madrid

電話番号: 91 740 0019

FAX 番号: 91 740 0207

メールアドレス: contacto@protegeles.com

概要

2001年10月、児童ポルノ通報ホットラインとして設立。2002年に協会として成立した。

PROTEGELESはSAFER INTERNET PROGRAM(以下SIP)、INHOPE、eNACSOおよびMCE¹⁷のスペインにおける唯一の窓口機関(MCEはFUNDACION ANAR¹⁸と連名)である。

2003年以来常にINHOPE執行役員が選出されており、2005年～2007年のINHOPE理事長にPROTEGELESのアナ・レイサ・ロッタ現プロジェクトディレクターが就任している。

国内においてはCESICAT(カタルーニャインターネットセキュリティセンター¹⁹)、SUSPERGINTZA ELKARTEA²⁰、CTIC(IT・通信技術センター²¹)、FUNDACION DEDALO²²など、地方自治体ごとの団体と連携している。

運営資金は欧州委員会(SIP、Dafne Program、他)、スペイン産業・通商・観光省²³、厚生・社会・平等省²⁴、マドリッド州議会から供出されている他、一般個人による寄付、特定プロジェクトへの企業協賛金で賄われている。それぞれの割合は年毎で大幅に変動・分散しており、上記のうち特に大きなSIP助成も2011年には50%を下回る結果となっている。

ペルー、コスタリカ、アルゼンチン、ドミニカ共和国など、南米諸国の団体とホットラインを共同で運営するなど、欧州外での活動も行っている。

¹⁷ European Federation for Missing and Sexually Exploited Children, <http://www.missingchildreneurope.eu/>

¹⁸ Fundacion Ayuda a Niños y Adolescentes en Riesgo(危機にある児童・青少年支援基金) <http://www.anar.org/>

¹⁹ Fundació Centre de Seguretat de la Informació de Catalunya, <http://www.cesicat.cat/>

²⁰ 個人・集団の健全な育成を旨に活動するバスク州の民間団体 <http://www.suspergintza.net/index.asp>

²¹ アストゥリアス州の民間基金 <http://www.fundacionctic.org/>

²² ナバラ州におけるIT社会促進を旨とする民間基金 <http://www.fundaciondedalo.org/>

²³ 現 産業・エネルギー・観光省

²⁴ 現 保健・社会サービス・平等省

組織体制と行動規範

メンバーは常勤と非常勤に分類され、青少年保護、情報処理、教育、マーケティング、広報などの専門家が所属している。PROTEGELES の行動規範は、協会内部規定、INHOPE 指針、欧州議会指針によって決定される。

会員資格は 14 歳以上全般となっており、「創設会員」「一般会員」「名誉会員」に分類される。執行委員は個人名義となっており、法人としての任命は行われていないため、リストは非公開である。

一方、IT・通信企業 (ISP) との連携は、プロジェクト毎に「協力体制」の形で成立する。現段階で PROTEGELES と継続的な協力体制にある企業として、TELEFONICA、VODAFONE、ORANGE、YOIGO、MICROSOFT、GOOGLE、YAHOO！などが挙げられる。

PROTEGELES はスペインにおける Safer Internet Centre として機能しているため、海外企業の協力要請にも応じている。

活動内容

- 1) 児童ポルノサイトの情報をなるべく多く収集・確認し、通報を行うことで、当局がサイトの閉鎖、または発信者の所在を突き止められるようにする。

PROTEGELES のホットラインは受け付けた報告のフォローだけでなく、能動的に調査を行うことで告発内容の確認を行っている。PROTEGELES が独自の調査で見つけた児童ポルノサイトと併せて、裏付の取れた情報は警察当局や青少年保護局²⁵に通報される。

- 2) 青少年による安全なインターネット使用を促す、キャンペーン・企画の策定。

青少年のインターネットにおける習慣や安全性について研究を行う。研究結果はすべて青少年保護局で公開、州行政の青少年保護政策に貢献している。その他、無料冊子の配布なども行っている。

対象コンテンツ

- 児童ポルノ

PROTEGELES の主要活動内容で、2003 年から 2008 年にかけて、PROTEGELES が行った通報に基づき、150 件が警察当局により立件されている。通報基準は刑法 189 条に基づく。

- 人種差別

スペイン国憲法第 14 条、ならびに 4/2000 基本法「スペインに居住する外国人の権利と自由、ならびに社会的適応に関する法」(2000 年 1 月 11 日改正)²⁶に基づく。

²⁵ マドリード州行政機関 http://www.defensordelmenor.org/defensor/que_es.php

²⁶ LEY ORGÁNICA 3/2000, de 11 de enero, de modificación de la Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal, en materia de lucha contra la corrupción de agentes públicos extranjeros en

- **拒食・過食を促すコンテンツ**

34/2002 法に基づく。

- **青少年による携帯電話の不適切な使用:**

携帯電話はスマートフォンの普及により、インターネットと同様に取り扱っている。

- **テロ行為を助長するコンテンツ(爆発物製作などを含む)**

刑法 563 条および 564 条(銃刀所持)、刑法 566 条以下(銃刀類および爆発物、可燃物、毒物などの不法製造、販売、保管)、刑法 571 条以下(テロ組織等、非合法武装組織への協力)に基づく

- **学校内いじめ対策**

青少年保護局と協力。直接的ないじめと、インターネットなど電信通信技術を使用したいじめ(ciber-bullying)を分類している

- **薬物乱用**

刑法 368 条(不法薬物の生産、生成、販売、またはそれらを助長する行為)、刑法 369 条(368 条に対する加重事由)、刑法 370 条(刑法 369 条に対する加重事由)、刑法 371 条(不法薬物取引、製造、輸送、流通、販売)、刑法 372 条(上記犯罪に関する公務員、教職員など、社会的地位に依る加重事由)、他、1/1992 基本法「市民治安保護法」(1992 年 2 月 21 日施行)²⁷、10/2010 法「マネーロンダリングおよびテロ資金供給防止法」(2010 年 4 月 28 日改訂)²⁸などに基づく

活動実績

PROTEGELES は、不適切なサイトと判断した場合、児童ポルノ犯罪を取扱う国家警察科学捜査班²⁹と、治安警察電信犯罪対策グループ³⁰に通報する。

通報・報告受付件数累計(2001 年～2011 年):約 20 万件

犯罪性を証明し、発信者の所在を警察当局(海外含む)へ通報した件数(同):約 13,000 件

国内警察当局(国家警察と治安警察)による立件数:約 150 件³¹

国内警察が国際刑事警察機構を通じて各国当局へ通報した件数:3,000 件³²

las transacciones comerciales internacionales. <http://www.boe.es/boe/dias/2000/01/12/pdfs/A01139-01150.pdf>

²⁷ LEY ORGANICA 1/1992, de 21 de febrero. sobre Protección de la Seguridad Ciudadana <http://www.boe.es/boe/dias/1992/02/22/pdfs/A06209-06214.pdf>

²⁸ Ley 10/2010, de 28 de abril, de prevención del blanqueo de capitales y de la financiación del terrorismo. <http://www.boe.es/boe/dias/2010/04/29/pdfs/BOE-A-2010-6737.pdf>

²⁹ Brigada de Investigación Tecnológica, <http://www.policia.es/>

³⁰ Grupo de Delitos Telemáticos, <http://www.guardiacivil.es/es/>

³¹ 2008 年までのデータ。最新の情報については現段階では非公開とされている。

警察当局との協力実績の事例を下記に挙げる。

- **MARCY 作戦(ドイツ、2003年9月)**

PROTEGELES のサイトで受け付けた情報を、ドイツのホットライン FSM および Eco へ連絡。Eco がドイツ連邦刑事警察へ通報し、ドイツ東部で国際的児童ポルノ・コミュニティの一斉摘発が行われた。計 166 カ国、26,500 人を対象に捜査が行われ、745 台のパソコンが押収された。

- **ヒホン作戦(スペイン、2003年3月14日)**

2002年10月に PROTEGELES が受けたホットラインによる通報を基に、警察科学捜査班(マドリード所轄)が捜査を開始。スペイン北部ヒホン市で摘発された人物のパソコンから、悪質な児童ポルノ画像および動画が 700 件発見された。この作戦で米国、メキシコ、コロンビア、ベネズエラに同様のファイルを共有しているユーザーがいることが分かったため、それらのデータを国際刑事警察機構に報告した

- **メキシコ DF 作戦(メキシコ、2003年6月3日)**

PROTEGELES が提供した情報を基に、メキシコ連邦サイバー犯罪警察が児童ポルノ犯罪摘発に成功。逮捕された人物は未成年者の売春を仲介する目的で、未成年者の画像をカタログとして所有していた。この作戦では同人の顧客リストも押収された。

- **ドミナント作戦(スペイン、2003年9月23日)**

PROTEGELES が提供した情報をきっかけに、警察科学捜査班(マドリード所轄)が捜査を開始。インターネットを通じて児童ポルノ画像を配布していた人物を逮捕した。後、検察により立件、同人に実刑判決が下された。

- **コムニダデス作戦(スペイン、2004年2月)**

警察科学捜査班が PROTEGELES の協力で、国内サーバーを通じて児童ポルノ画像を配布しているサイト 12 件を特定、バレンシア、アリカンテ、タラゴナ、バルセロナ、ハエン、テネリフェ、サラマンカの各県で大掛かりな捜査が行われ、パソコン 9 台、CD200 本、VHS ビデオテープ 43 本、デジタルカメラ 2 台、ポータブルディスク 1 台、フロッピーディスク 172 台が証拠品として押収され、児童に対する性的虐待事件の判断材料とした。逮捕者はいずれもインターネット使用に関する高い知識を有している、21 歳から 51 歳までの教職員や事業主、学生などで、広範囲の年齢・職業にわたった。

³² 同上

FUNDACION ALIA2

Web サイト: <http://www.alia2.org/>

所在地: Calle Demóstenes 14, 28232 Las Rozas, Madrid

電話番号: 91 631 48 45

FAX 番号:

メールアドレス: info@alia2.org

概要

インターネットにおける児童ポルノおよび青少年に対する不適切な性的誘引(チャイルド・グルーミング行為)の防止を旨として、2009年に設立(個人による発案)された民間団体である。

比較的新しい団体であるため、INHOPE など国際機関への参加は現在交渉中である。

国内においては各省庁、青少年保護局、警察当局との協力体制を確立している。

運営資金は一般、または企業からの寄付のみで、公的助成などは受けていない。

組織体制

前述の PROTEGELES 同様、運営メンバーは個人名義となっており、創設者 3 名³³を除き、リストは非公開となっている。

また、法人についても PROTEGELES 同様、個別に協力関係を結ぶ形式となっている。協力の形は金銭だけではなく、情報の共有や、技術・ツールの相互的な提供など、多岐にわたる。

特に定常的に資金を提供している Pepeviajes 社³⁴、Sol Meliá グループ³⁵を「スポンサー」として区別している。その他、協力関係にある企業として、Google、Microsoft などの他、国内大手 SNS 「Tuenti」³⁶が挙げられる。

外資系企業との協力は可能。現在も協力関係の交渉などは、現地法人ではなく、主に本社との折衝によって行っている。

活動内容

- インターネットにおける青少年保護に関連する公的機関、民間企業、一般市民の共有スペースを設け、その活動を調整する。
- 青少年保護に貢献するための、ツール(後述)の開発ならびにワークショップや講演会など、周知活動の実施。
- ホットライン『Alerta2』の運営

³³ ミゲル・コミン(エコノミスト)、マリア・ガンボア(弁護士)、ロベルト・ガルシア・モンソン(建築家)の 3 名

³⁴ オンライン旅行予約サイト「Pepetravel.com」を運営 <http://www.pepetravel.com/>

³⁵ ホテルグループ <http://es.solmelia.com/home.htm>

³⁶ <http://www.tuenti.com/?m=login>

- 児童ポルノサイトの検出、調査ならびに警察当局への報告

PROTEGELESとの大きな相違点として、独自にフィルタリングソフトの開発・配布を行っていることが挙げられる。FUNDACION ALIA2のミゲル・コミン(創設者の一人)が開発した、インターネット・P2P対応モニタリング&レポーティングシステムは2011年にアショカ・フェロー³⁷認定を受けている。

取扱分野

- 児童ポルノ
- いじめ行為
- 不適切な性的誘引行為(グルーミング)

活動実績

警察当局への通報件数(2011年): 約 500 件(ファイル総数約 42 万件)

通報はホットラインから寄せられた情報と、FUNDACION ALIA2の独自調査に基づいて行われる。

警察へはサイト URL、コンテンツファイル、IP アドレスなどが連絡される。

FUNDACION ALIA2 とマドリード州青少年保護局は連名で政治政党(特に当時野党の民衆党)に働きかけ、インターネットや P2P ソフトを使用した警官による「おとり捜査」ができるよう、法整備を上申。2011 年 3 月 24 日上院において民衆党がこれを刑法改正案として発議、可決された。

³⁷ <http://www.ashoka.org/fellow/miguel-comin-hernandez>

スペイン情報保護エージェンシー(AGPD)

(スペイン語名称: Agencia Española de Protección de Datos)

Web サイト: <https://www.agpd.es/portalwebAGPD/index-ides-idphp.php>

所在地: Calle Jorge Juan 6, 28001 Madrid

電話番号: 901 100 099

FAX 番号:

メールアドレス: ciudadano@agpd.es

概要

個人情報の保護を旨とした独立行政法人である。その特性上、本機関に設置されている相談窓口は、青少年に関する通報の内容が個人情報の漏洩や、プライバシー保護に抵触した場合にのみ対応している。主に個人からの通報を受け、その情報に基づいて告発された法人の調査を行い、違法性の確認や、法的手続きのサポート、指導勧告、法廷における証言などを行っている。

国立通信技術機関(INTECO)

(スペイン語名称: Instituto Nacional de Tecnologías de la Comunicación)

Web サイト: http://www.inteco.es/home/instituto_nacional_tecnologias_comunicacion/

所在地: Avenida José Aguado 41, Edificio INTECO. 24005 León

電話番号: 987 877 189

FAX 番号: 987 261 016

メールアドレス: observatorio@inteco.es

概要

スペインにおける情報社会制度の信頼性強化を目的に 2006 年 1 月に設立された、産業・エネルギー・観光省、電信通信および情報社会政府事務局に属する行政法人である。

厳密にはホットラインに該当する機関ではないが、インターネットの監視・監督機関として青少年保護の見地から不適切なコンテンツを発見した場合は警察当局への通報を行っているため、本項に記載することとした。

また、欧州における不適切コンテンツの検知システムの開発(ASASEC=Advisory System Against Sexual Exploitation of Children)に取り組み、自社サイト上でも青少年または保護者に向けた、安全なインターネット利用に関する教材³⁸を配布するなどしており、青少年保護を主旨とした活動も少なからず実施している。

一方、監督機関として、業界の動向や安全性について逐次産業省への報告を行っており、間接的に当該官庁の法案起草や政策決定に関与している。

³⁸ <http://menores.osi.es/>

3.規制についての問い合わせ先(主管官庁)

産業・エネルギー・観光省

電信通信および情報社会政府事務局

情報社会サービス総管理部

(スペイン語名称: Ministerio de Industria, Energía y Turismo. Secretaría de Estado de Telecomunicaciones y para la Sociedad de la Información. Subdirección General de Servicios de la Sociedad de la Información)

Web サイト: <http://www.minetur.gob.es/es-ES/Paginas/index.aspx>

所在地: Calle Capitán Haya 41, Planta 6ª. 28020 Madrid

電話番号: 91 346 1558

FAX 番号:

メールアドレス: SGSSI@MinETur.ES

概要

王令 1152/2011 (2011年7月29日施行)³⁹、第7条 d)項に定められた、情報社会サービス総管理部の機能は下記の通りである。

1. 情報社会に関連する他の行政機関およびサービス提供者の協力を得て、法規を提案する。特に、電子商法、デジタル署名、インターネットドメイン、公的機関の情報の再利用、情報社会における知的財産の保護、ならびに法規施行に伴う各種行政措置を行う。
2. 情報社会サービスとデジタル署名の、現行法との整合性について、管理および監査を行う。情報社会サービスとデジタル署名について罰則の適用、または現行法に基づいた罰則適用手続きの指導を行う。
3. 情報社会、デジタル署名ならびにサービス提供に関連する規制について、当該分野に携わる事業者および企業との連絡を担当する。国内外および官民間わず、当該分野に関連する委員会やワークグループ、その他活動に参加する。

上記条項に基づき、規制が過度と感じた時に民間企業が申立てを行う場合、**情報社会サービス総管理部**が主な窓口となる。

³⁹ Real Decreto 1152/2011, de 29 de julio, por el que se modifica el Real Decreto 1226/2010, de 1 de octubre, por el que se desarrolla la estructura orgánica básica del Ministerio de Industria, Turismo y Comercio: <http://www.minetur.gob.es/>

規制についての申立て方法

同部門担当者によると、申し立ては主に協会（後述の AMETIC）などを通じて行われるのが一般的である。起草中の法案について意見公募期間を定める規定は存在しないが、概ね 1 ヶ月間とするのがここ数年の事例である。現行法に対する申し立ては、適宜受け付けている。

但し、インターネットに関連する規制および法規は、内務省および厚生・地域政策・平等省と共同で管理されており、申し立て事由がこれらを管轄とする省令や罰則に基づく場合、それぞれが窓口となる。

- ・ 内務省 国家警察 テクノロジー犯罪班⁴⁰: Tel. 91 582 2757
- ・ 内務省 治安警察 青少年ならびに児童の性的搾取対策課⁴¹: Tel. 91 514 2889
- ・ 厚生・地域政策・平等省 児童社会企画係⁴²: Tel. 91 822 6654

関連機関

直属の行政法人 Red.es⁴³を通じて、国内デジタルコンテンツ流通の促進や、IT・通信分野の監督・調査を実施している。また、Red.es では青少年保護に関する調査報告書や、ユーザーに向けた法規・技術の情報を配布するなどの活動も行っている。

⁴⁰ Ministerio del Interior – Policía -> Brigada de Delitos Tecnológicos

⁴¹ Ministerio del Interior - Guardia Civil -> Sección Menores y Explotación Sexual Infantil

⁴² Ministerio de Sanidad, Política Social e Igualdad -> Área de Programas Sociales de Infancia

⁴³ <http://www.red.es/index.action>

4.規制についての問い合わせ先(民間)

下記の団体が主管官庁などへ現状の報告、規制の提案、または法制定時の意見公募に応じている。しかし、各機関ヒアリングの結果、インターネットにおける青少年保護に関連する規制に関しては、いずれも現在のところ申立てを行った実績はなく、企業側の自主規制を推進する方針が多いとのことである。⁴⁴

電子・IT・通信・電信およびデジタルコンテンツ多分野事業者協会 (AMETIC)

(スペイン語名称: ASOCIACIÓN MULTISECTORIAL DE EMPRESAS DE LA ELECTRÓNICA, LAS TECNOLOGÍAS DE LA INFORMACIÓN Y LA COMUNICACIÓN, DE LAS TELECOMUNICACIONES Y DE LOS CONTENIDOS DIGITALES)

Web サイト: <http://www.ametic.es/>

所在地: Calle Príncipe de Vergara 74, 4ª planta. 28006 Madrid

電話番号: 91 590 2300

FAX 番号:

メールアドレス: ametic@ametic.es

概要

2010年10月に AETIC(スペイン電子・IT・通信事業者協会)⁴⁵と ASIMELEC(スペイン電子・通信事業者協会)⁴⁶が合併して発足した、エレクトロニクス、情報処理技術、電信通信ならびにデジタルコンテンツ分野を総合的に包括する非営利団体であり、現在 5,000 社以上の会員を擁する業界最大の協会である。(付属資料に理事会・役員会メンバーリストを添付する)

IT・通信分野では、国外で ICANN⁴⁷、WITSA⁴⁸、EITO⁴⁹に参加している。

国内においては CEOE(スペイン企業団体連盟⁵⁰)のメンバーであり、AMETIC 会長は CEOE 執行理事である。

原則として運営資金は会費のみで賄われている。

⁴⁴ Fundacion Alia2、ANEI、IGF にヒアリングで確認したところ、共通して得られた回答。

⁴⁵ Asociación de Empresas de Electrónica, Tecnologías de la Información y Telecomunicaciones de España

⁴⁶ Asociación Multisectorial de Empresas Españolas de Electrónica y Comunicaciones

⁴⁷ Internet Corporation for Assigned Names and Numbers <http://www.icann.org/>

⁴⁸ The World Information Technology and Services Alliance <http://www.witsa.org/v2/>

⁴⁹ European Information Technology Observatory

http://www.eito.com/epages/63182014.sf/en_GB/?ObjectPath=/Shops/63182014/Categories/AboutUs

⁵⁰ Confederación Española de Organizaciones Empresariales <http://www.ceoe.es/ceoe/portal.portal.action>

組織体制

AMETIC の内部規定によれば、会員資格は「協会が取り扱う分野に関連し、スペインおよび欧州にて定常的な経済活動を行っている法人」と定められており、欧州において現地法人、支店、代理店などを有している外資系企業は AMETIC 会員となることができる。また、欧州にこれらの代理人を有しない海外の企業については、特例的に「準会員 (Adheridos)」として受け入れることもできる。ただし、この場合一部のサービスの恩恵は受けられなくなる。

活動主旨

- ・ 会員の総意である利権の保護ならびに主張の代弁
- ・ 情報社会、エレクトロニクス、デジタルコンテンツならびに通信業界発展に貢献する
- ・ 国内外の官民との協調し、IT・通信業界の発展を促進し、スペインの経済成長を目指す
- ・ IT・通信業界全体の利益となる目標の達成
- ・ 会員の活動を総合的に保護する
- ・ 会員およびスペインの IT・通信業界全体の利益となる事柄について、会員間の協調および相互的な支援を推進する
- ・ IT・通信に関する事項のサポートおよびアセスメントを行い、会員が利益を得られるよう、協力する

規制についての申立て方法

AMETIC 会員の発議により、当該委員会、または部署で申立て内容の審議を行う。申立て内容が業界全体に影響するものと判断された場合、当該委員会または部署が報告書、または提案書を作成する。同報告または提案書を執行理事会および役員会が承認した場合、これらを AMETIC の総意方針として取り扱う。

行政機関との連携

AMETIC は政府省庁の大部分にあたる 10 省庁と協力体制にある。特に産業・エネルギー・観光省では同省管轄の Observatorio ETIC (電子・IT・通信監査機構⁵¹) のメンバーとなっており、行政機関が行う同分野の市場調査、現状分析、政策方針策定などに直接的な参加をしている。

2011 年 2 月 17 日に同機構が公開した調査報告書「2010 年デジタルコンテンツ産業」⁵²に、「デジタル分野における言論の自由と、未成年者の保護」は、デジタルコンテンツ産業がその生産性を社会的

⁵¹ El Observatorio Industrial del Sector Electrónica, Tecnologías de la Información y Telecomunicaciones: 他のメンバー: 情報社会促進総局、国際通商事務総局、労務省、CC.OO (労働者組合連盟)、UGT (労働者総連合)、FEDIT (スペインイノベーション・技術連盟)

に寄与しつつ発展する際に、保護すべき権利の主な例である」と記載されており、AMETIC および主管官庁が、デジタルコンテンツ業界における青少年保護を共通して重要視している側面が見られている。

AMETIC は様々な形で行政機関と密接な関係にあり、法案起草委員会への参加や、意見公募時の代替案提出、その他ロビー活動なども行っており、規制が過度と感じた場合の申立て窓口としては最も直接的かつ影響力のある団体と見られる。

活動実績

AMETIC 担当者へのヒアリングに基づき、同機関が政府に対して行った提案が明確に規制または政策に反映された事例として、下記の例を挙げる。

- ・ 2010年10月5日、産業省は ASIMELEC (現 AMETIC) の提案を承認し「デジタルコンテンツ国家計画」⁵³ の実施を発表した。計画の主旨はデジタルコンテンツ分野におけるスペイン語の地位向上、専門家の育成、媒体の開発、知的財産権の保護などで、これらに貢献する企画、企業に対して行政機関が助成または融資を行う(応募期間は最大で2013年まで)。
- ・ 346/2011 王令「建物内部における電気通信サービスへのアクセスについて、電気通信共通インフラ設備を統制する王令」(2011年4月2日施行)⁵⁴ における、付則第5条のデジタル住居の定義およびその技術的仕様は、AMETIC の当該部門が作成したものである。

⁵² La Industria de los Contenidos Digitales 2010

[http://www.aetic.es/CLI_AETIC/ftpportalweb/documentos/La%20Industria%20de%20los%20Contenidos%20Digitales%20\(AMETIC\).pdf](http://www.aetic.es/CLI_AETIC/ftpportalweb/documentos/La%20Industria%20de%20los%20Contenidos%20Digitales%20(AMETIC).pdf)

⁵³ Plan nacional de contenidos digitales,

http://www.minetur.gob.es/PortalAyudas/Novedades/Documents/Conv1_2011Avanza2.pdf

⁵⁴ Real Decreto 346/2011, de 11 de marzo, por el que se aprueba el Reglamento regulador de las infraestructuras comunes de telecomunicaciones para el acceso a los servicios de telecomunicación en el interior de las edificaciones.

スペインインターネット事業者協会 (ANEI)

(スペイン語名称: Asociación Nacional de Empresas de Internet)

Web サイト: <http://www.a-nei.org/>

所在地: Carrera San Jerónimo 15, Palacio de Miraflores. 28014 Madrid

電話番号: 91 469 6393

FAX 番号: 91 454 7001

メールアドレス: anei@anei.org

概要

2002年に設立された、インターネットに関連する事業者(投資会社や機器メーカーなども含む)の協会である。会員数は、サイトに掲載のリストでは243社※。Microsoft社や、Telefonica社など、大手企業も会員となっている。

※公開リストは2010年3月時点でのもの。付属資料にリストを転載する。なお、同機関へのヒアリングでは担当者より口答で「現在約500社」という回答を得ている。

前述の AMETIC と同様、CEOE (スペイン企業団体連盟)、国外では ICANN に参加しているが、基本的に別個の団体であり、独自の活動を展開している。運営資金は会費のみである。

現段階において会員はすべて国内の法人であり、Microsoft社などについても同社現地法人である Microsoft Iberica 社が会員となっている。しかし海外企業の登録を規定により制限しているわけではなく、海外の企業であっても会員になり得る。

申立て方法

協会の活動方針に「会員法人の利権の保護および主張を代表し、国内、EU、海外の公的機関との折衝にあたる」という項目が掲げられており、民間企業がインターネットにおける青少年保護の規制が過度と感じられた場合、本協会を通じて行政機関への申立てを行うことができる。ただし、現在までインターネットの青少年保護規制について申立てを行った事例はないとのことである⁵⁵。

⁵⁵ANEI 担当者ヒアリングによる回答

インターネットガバナンスフォーラム・スペイン (IGF Spain)

(スペイン語名称: Foro de la Gobernanza de Internet en España)

Web サイト: <http://www.gobernanzainternet.es/>

所在地: Avenida Complutense 30, 28040 Madrid

電話番号: 91 336 7320

FAX 番号:

メールアドレス: contacto@gobernanzainternet.es

概要

インターネット業界における、国際マルチ・ステークホルダー会議機関、Internet Governance Forum (IGF) に連携している。Fundacion Telefonica および、現 IGF Spain コーディネーター、ホルヘ・ペレス大学正教授の発案により、2008 年に設立。各分野を代表する顧問委員会(約 50 名、付属資料にリストを記載)が、会議の運営、テーマの選別および発表、文書作成などにあたっている。

委員が発表した内容と、そこから導き出された結論を報告書にまとめ、主管官庁など関連機関へ提出している。これまでもインターネットに関連した法令の制定に IGF Spain の報告内容が考慮されたケースはあるが、規制推進側とけん制側のいずれの意見も包括しており、また、法制定時の意見公募にも参加していないため、規制が過度と感じた場合の申立てという面で、本機関の役割が間接的になってしまう点は否めない。これまでの IGF Spain は一貫して「企業による自主規制」を推進する立場をとっている。

顧問委員の選考基準は特に設けられておらず、加入申請、または既存の委員の推薦に応じて、加入を審査している。基本的に、インターネット分野において知名度のある企業、人物、または同分野での研究などに一定の実績がある者であれば、委員となれる。コーディネーターへのヒアリングによると、これまでに加入を拒否した前例はないとのこと。また、海外の企業であっても、委員になることはできる。

基本的に民間企業からの資金提供のみで運営されている。本機関の前身である Fundacion Telefonica の他、Fundacion Vodafone、Google、Orange Telecom が主要スポンサーとなっている。

その他、各フォーラム開催時に適宜資金を調達している。

付属資料:各機関のメンバーリスト

1) AMETIC (執行理事会、役員会メンバー)

2) ANEI (メンバー企業)

3) IGF Spain (顧問委員会メンバー)

AMETIC

<執行理事会メンバー>

ABERTIS TELECOM
 ALCATEL - LUCENT
 AMPER
 CABLEEUROPA (ONO)
 CANON ESPAÑA S.A.
 CEGASA INTERNACIONAL S.A.
 DYCEC S.A.
 ERICSSON ESPAÑA, S.A.
 FONEMAS Y TELECOMUNICACIONES S.A. (FONYTEL)
 GRUPO GESFOR
 HEWLETT PACKARD ESPAÑOLA S.L.
 INDRA
 INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES, S.A.
 INFORMÁTICA EL CORTE INGLÉS
 I-SYSTEMS S.L.
 LAVINIA INTERACTIVA S.L.
 MICROSOFT IBERICA, S.R.L.
 MIER COMUNICACIONES, S.A.
 PANDA SECURITY, S.L.
 PHILIPS IBERICA, S.A.
 POILE, S.L.
 PREMO, S.A.
 RADIOTRANS, S.A.
 SAGE SP, S.L.
 SONY ESPAÑA, S.A.
 TELEFONICA ESPAÑA

<役員会メンバー>

ABERTIS TELECOM
 ACCENTURE
 ALCATEL - LUCENT
 AMPER
 ANGEL IGLESIAS, S.A. (IKUSI)
 ARSYS INTERNET S.L.
 ASOCIACIÓN GALLEGA DE EMPRESAS DE TECNOLOGÍAS DE INFORMACIÓN Y
 COMUNIC
 ATOS ORIGIN SAE
 BASE COMPAÑIA DE SOPORTE LOGICO, S.A.L.
 BT ESPAÑA COMPAÑIA SERVICIOS GLOBALES DE TELECOMUNICACIONES S.A.U
 BULL ESPAÑA S.A.
 CABLEEUROPA (ONO)
 CANON ESPAÑA S.A.
 CEGASA INTERNACIONAL S.A.
 CELESTICA
 CISCO SYSTEMS SPAIN, S.L.
 DIGITEX INFORMÁTICA, S.L.
 DIODE ESPAÑA S.A.
 DYCEC S.A.
 ÉLOGOS S.L.

EPSON IBERICA, S.A.
 ERICSSON ESPAÑA, S.A.
 EVERIS SPAIN, S.L.
 FAGOR ELECTRÓNICA, S. COOP. LTDA
 FENITEL
 FONEMAS Y TELECOMUNICACIONES S.A. (FONYTEL)
 FRANCE TELECOM ESPAÑA, S.A.
 GAPLASA S.A
 GARBEN CONSULTORES S.L.
 GIGASET COMMUNICATIONS IBERIA S.L.
 GMV SOLUCIONES GLOBALES INTERNET, S. A.
 GOOGLE SPAIN S.L.
 GRUPO GESFOR
 GTI SOFTWARE Y NETWORKING, S.A.
 HEWLETT PACKARD ESPAÑOLA S.L.
 IECISA
 INDRA
 INDUMENTAL RECYCLING S.A.
 INTEL CORPORATION IBERIA, S.A.
 INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES, S.A.
 INVESTRÓNICA S.A.
 ISLALINK
 I-SYSTEMS S.L.
 LAVINIA INTERACTIVA S.L.
 LG ELECTRONICS ESPAÑA, S.A.
 MICROSOFT IBERICA, S.R.L.
 MIER COMUNICACIONES, S.A.
 MOTOROLA ESPAÑA, S.A.
 NOKIA - SIEMENS NETWORKS, S.L
 NOKIA SPAIN S.A.U
 OCE ESPAÑA S.A.
 ORACLE IBÉRICA, S.L.
 PANASONIC ESPAÑA, S.A.
 PANDA SECURITY, S.L.
 PENTEO, S.A.U.
 PHILIPS IBERICA, S.A.
 PIONEER ELECTRONICS IBERICA, S.A.
 POILE, S.L.
 PREMIUM, S.A.
 PREMO, S.A.
 R CABLE Y TELECOMUNICACIONES GALICIA, S.A.
 RADIOTRANS S.A.
 SAFELAYER SECURE COMMUNICATIONS,S.A.
 SAGE SP, S.L.
 SCHNEIDER ELECTRIC ESPAÑA, S. A.
 SERESCO, S.A.
 SHARP ELECTRONICA ESPAÑA, S.A.
 SONY ESPAÑA, S.A.
 TALENT EQUITY & PARTNERS
 TECNOCOM, TELECOMUNICACIONES Y ENERGIA, S.A.
 TELEFONICA ESPAÑA
 TELEVES
 TELVENT GIT, S.A.
 THALES ESPAÑA GRP, S.A.U.
 UNIT4
 VODAFONE ESPAÑA S.A.U.
 XEROX ESPAÑA, S.A.U.

XFERA MÓVILES, S.A

ANEI

代表: Miguel Errasti Argal (TM Networks SL)

副代表: Rosalía Lloret (Unidad Editorial)

副代表: Álvaro Torrente (Arsys Internet)

総書記: Victor Cisneros Müller

調査・メディアディレクター: Camilo Arias Rivas

イベント・見本市・セミナー担当ディレクター: Miguel de Bas Sotelo

広報ディレクター: Joaquín Mouriz Costa

<メンバー企業>

(執行理事メンバーを下記リスト中、下線引きで示す)

AaccentiaMultimedia, S.L.

Abertal Networks, S.L.

ACADEMIA TECNICA OSCENSE S.L.

Access Basic Server, S.L

ACE & NIU CONSULTING S.L.(audedatos)

ACENS TECHNOLOGIES

Acordar, Comunicación en Internet, S.L.

ADAGREED

ADDIS NETWORK S.L.

ADEQUA LEGAL, S.L

AdvancedSystemsPuntobit(Softic)

AEQUUS Abogados S.L.

AGENDA ACTIVA, S.A.

AGROTERRA, Tecnologías Agrarias, S.L

AITANA CONSULTORES LEGALES

Alicante TrademarkProfessionals, S.L. (Bustamante, Lopez, DuaneMorris& Gimenez Torres)

ALWAYSTONE

ANÁLISIS Y APLICACIONES, S.A.

ANDAGO

ANDCE - ASOCIACIÓN ANDALUZA DE COMERCIO ELECTRÓNICO

ARALEGIS S.L.

ARGEMÍCONSULTORS, S,L

ARMAS DE VENTA

ARSYS INTERNET

Artelier Comunicación

ASCER-Asociación Española de Fabricantes y Pavimentos Cerámicos

ASESORIA y CONSULTORIA de EMPRESAS (ACE Asesores)

Asi-red Servicios Telemáticos, S.L.

ASOC. DE EMPRESARIOS DE LA INFORMÁTICA DE ARAGÓN

Asoc. Española de Fabricantes de Productos Infancia (ASEPRI)

Asoc. Española Empresas Componentes Calzado (AECC)

Asoc. Española Fabricantes de Juguetes (AEFJ)

Asoc. Regional de Empresarios del Curtido (AREC)

Asociación de Empresarios Textiles de la Comunidad Val. (ATEVAL)

Asociación Valenciana de Empresarios de Restaurantes Federados integrada en la Federación

Empresarial Hostelería de Valencia.

AUDITORIA DE DATOS Y TELECOMUNICACIONES

AvaSoluciones Tecnológicas, S.L.

AxiComCohn& Wolfe

AZULINDUS y MARTI

BBVA-GlobalNet

BE-IT, S.L (Business Excellence through Information Technologies, S.L)

Best Relations

BonavalMultimedia, S.L.
 Caja de Ahorros de la Inmaculada de Aragón. CAI
 Cámara de Alcoy
 Cámara de Alicante
 Cámara de Castellón
 Cámara de Orihuela
 Cámara Valencia
 CANALES CORPORATIVOS, S.L
 CARBUMETI, S.L
 CARE TECHNOLOGIES
 CCS AGRESSO S.A.
 CEEI ARAGÓN
 CENTRO CAMPOAMOR
 CENTRO de CALCULO de SABADELL
 Centro de Estudios Financieros (CEF)
 Ceo Aberto, S.L.
 CEPYME ARAGÓN
 CESA E –DERIVALYA
 CESSER Informática y Organización S.L.
 CESTE
 Colegio Oficial de Ingenieros de Telecomunicación en la Comunidad Valenciana
COLT TELECOM ESPAÑA S.A.U.
 CONSOFIT.
 CONSULTORIA DE DATOS ESPAÑA, S.L.U
 Corunet, S.L.
 CSD, S.A
 CORSOFORUM
 D&C ABOGADOS
 DATADEC, S.A
 DEMINI S.L.
 Deza Business, S.L.
 DIMENSION INFORMATICA.
 Dimensiona Consultoría taliagica, S.L.
 DOBLEMENTE.
 DOCUGRUPO
 DOID (Asociación de Desarrolladores de Ocio Interactivo Digital)
 DONE CONSULTORES
 DREAMS DESIGN & DEVELOPMENT S.L.L.
 DYSMATICA, S.L (Diseños y Soluciones Informáticas, S.L)
ECIJA ASOCIADOS
 ECOMPUTER CONSULTORÍA INFORMÁTICA, S.L.
 ECONTA
 E-CONTRATOS.
 ECOSMEP S.L.L. Consejeros Mercancías Peligrosas
 EDUCALINE
 EEN, Escuela Europea de Negocios
 El Muelle Servicios Hosting, S.L.
 Elaboro, S.L.
 Elogia Media, S.L.
 ENCAMINA S.L
 Enxenio, S.L.
 Enyiris, S.L.
 EON INFORMÁTICA, S.A.
 EQUIPO MARZO S.L.
 ESAT Escuela Superior de Arte y Tecnología
 EUROFOR CENTRO DE FORMACIÓN, S.L.
EVERIS SPAIN, S.L (antes DMR Consulting, s.l)

EVINTIA
 Exit Asesores, S.L.
 Fabricatuagua.com
 Factoría de Software e Multimedia, S.L. (ImaxinSoftware)
 FASE
 Federación de Industriales del Calzado de la Comunidad Valenciana FICCVAL
 FEDERMUEBLE
 FEMXA
 FEPEVAL: Agrupación Comarcal Alacuas-Aldaya
 FERRERO MARKETS, S.L
 FilmacCentre S. L.
 FUNDACIÓN SAN VALERO
 GALICIABANNER
 GALINOR SERVICIOS INTERNET
 GalinusComunicación en Internet, S.L.
 GATE 2G
 GMV Soluciones Globales Internet, S.A
 GOING INVESTMENT, S.A. NET2YOU
 GRG Soluciones Informáticas, S.L.
 GRUPO ALMIA
 GRUPO GRUPOIFEDES S.A.
 GRUPO IMC SOLUCIONES CORPORATIVAS, S.L
 GRUPO SANTANDER
 HacceSoluciones TIC, S.L.
 HERNANDEZ MARTI ABOGADOS S.L.
 HEWLETT PACKARD ESPAÑOLA
 HospedaxesGalicia, SLNE
 IA SOFT
 IBER EXCHANGE –GOWEX
 IBER WIFI EXCHANGE, S.L.U
 IBERCAJA
 IBERMATICA, S.A
 IBM España.
 talia, S.L.
 ImatialInnovation, S.L.
 IMAXIN SOFTWARE
 IMAXINA NOVAS TECNOLOXÍAS
 IMC Soluciones Corporativas.
 IMPIVA. Instituto de la Mediana y Pequeña Industria Valenciana
 INDENOVA S.L.
 Infonega, S.L.
 INFONOS
 INFORMATICA MGEST S.L.
 InfowebGalicia, S.L.
 INGENIERIA ELECTRÓNICA COMERCIAL, S.A(INELCOM)
 INMOMATICA
 INSTITUTO ARAGONÉS DE FOMENTO
 INTEGRANOVA S.A.
 Interacción C.I.M., S.L.
 InterdixGalicia, S.L.
 INTERNET XPRESS S.L.
 InvesMarket S.L.
 INVESTIGACIÓN Y DESARROLLO INFORMÁTICO EIKON, S.L
 Inxenio Internet Consulting, S.L.
 Isenda Telemática, S.L.
 I-SYSTEMS ITC IBERICA ITACA. Instituto de Aplicaciones de las Tecnologías de la Información y de las Comunicaciones Avanzadas.

IterdataNetworks, S.L.
 JAZZ TELECOM S.A.U.
 JdePPuchol-QueixalAbogados Asociados, S.L
 KEY, S.A (Grupo Servinform)
 LA POLIZA.com
 LAISGRET (Innovación e Internacionalización)
 Loroestudio, S.L.
Llorente & Cuenca
 Martinez Abad Consultores, S.L.P
 MARZO & ABOGADOS.
 MAS MEDIOS para la Gestión de la Información S.L.
 MEC SPONSORSHIP WORLDWIDE
 MERXX MUSIC.
 MICROSOFT IBÉRICA
 MPG LEVANTE
 NEO-SKY 2002, S.A
 Netex Knowledge Factory, S.L.
 NEXT Ingeniería Informática y diseños de aplicaciones.
 NGT Creatividad sin Límites, S.L
NODOS
 NOVOCARGO, S.L.
 N-Video Servicios Audiovisuales
 OASYSSOFT
 ODEC, Centro de Cálculo y Aplicaciones Informáticas, S.A
 OESIA, S.L en Valencia
 Ontouch Nueva Tecnología Publicitaria, S.L.
 OPEN RECORDS
 Optare Solutions, S.L.
 PANDA SOFTWARE SPAIN, S.L.U
 PARES Consulting Comunicación y Publicidad
 Partners Consulting Servicio Subvenciones S.L.
 PEXEGO Sistemas Informáticos
 Predanet, Servicios Informáticos, S.L.
 PRENSA DEL MEDITERRANEO SL
 PRENSA DIARIA ARAGONESA, S.A.
 PRICEWATERHOUSECOOPERS PROCONDAT ESPAÑA S.L
 PROSELECCION, S.L
Prosodie-Servicom2000
 Proyectos Informáticos Levante S.L.
 PULSARTECH
 PYMERALIA, S.L. Central de servicios para pymes
 Quobis Networks, S.L.
 QUOVA
 REDCORUNA
 REDFLEXIÓN CONSULTORIA, S.L
 REDIT (Red de Institutos Tecnológicos de la Comunidad Valenciana)
 RTDI
 SADAMI CONSULTING (Grupo Auraportal)
 SAGE SP, S.L
 SAI WIRELESS, S.L
 SBS AITANA, S.L.
 SECURITY SOLUTIONS
 Separacion.COM
 SERVICOM2000, S.L
 SHYLEX TELECOMUNICACIONES
 Sixtema. Soluciones y Proyectos de Información, S.L.
 SKALA ESTRATEGIAS, S.L.U

Sociedad Avanzada de BIOMETRIA
Software y Tecnologías de Producción SL (SoftyTec)
SOFyTEC
SOROLLA FILMS, S.A
SPORTPRO
Sun Microsystems IbéricaS.A.
TECHNOSITE. Grupo Fundosa
TEGNIX
TELEFÓNICA DE ESPAÑA SAU
Telémaco, Información, Documentación y Sistemas, S.L.
TELEMATIC BUSINESS CENTER, S.L
TELVENT (Grupo ABENGOA)
TERCEROS DE CONFIANZA TISSAT,S.A (Tecnología e Ingeniería de Sistemas y Servicios Avanzados de Telecomunicaciones)
TLR Soft, S.L.
TM Networks.
TOOLS BANKING SOLUTIONS-TBS
TRADISE
T-SYSTEMS ITC IBERIA, S.A.U
UDIMA. Universidad a distancia de Madrid
UNIDAD EDITORIAL
VIADAO
VIRTUALIA
Visual Publinet, S.L.
VITEWARE
VNC-WBC
WEB DREAMS
ZENITHBRMEDIA
ZENTRICA
ZEROCOMA

IGF SPAIN

<顧問委員会メンバー> (氏名 / 所属機関・企業) >

Jorge Pérez/IGF SPAIN
Alberto Abella/Rooter Analysis
Alberto Pérez /RedIRIS
Alberto Urueña/Red.es
Alejandro Perales/Asociación Usuarios de Comunicación (AUC)
Alejandro Vidal/Telefónica S.A.
Ana Moreno/Universidad Politécnica de Madrid
Ana Olmos/Universidad Politécnica de Madrid
Andreu Vea/WiWiW.org (Who is Who in internet World)
Antonio Fumero/ColorIURIS
Bárbara Navarro/Google
Borja Adsuara/Asesor parlamentario
Carles Martín/Consell de l'Audiovisual de Catalunya
Carlos Galán/Universidad Carlos III - Agencia de Tecnología Legal
Cristos Velasco/North American Consumer Project on Electronic Commerce (NACPEC)
Emanuele Carisio/AMETIC
Eugenio Triana/Ingeniero Industrial
Francisco Lara/AMETIC
Francisco Javier García/AMETIC
Guillermo Searle/Agencia Tributaria (AEAT)
Jan Hinrichs/Beluga linguistics
Javier Nadal/Fundación Telefónica
Javier Serriñá/Telefónica S.A.
Joao Damas/Bond Internet Systems
Joaquín Soler/Internet Society España (ISOC-ES)
Jorge Cancio/Secretaría de Estado de Telecomunicaciones y para la Sociedad de la Información. Ministerio de Industria, Turismo y Comunicaciones (SETSI-MITYC)
José Beaumont/Fundación Telefónica
José Leandro Nuñez/AGPD
José Luis Machota/Colegio Oficial de Ingenieros de Telecomunicación (COIT)
Josep Ibáñez/Universidad Pompeu Fabra
Josep Pont/Consell de l'Audiovisual de Catalunya
Juan Manuel Zafra/Grupo Lavinia Comunicación y Tecnología
Julián Conthe/ASINYCO
Lourdes Muñoz/Grupo Parlamentario Socialista
María García/Arsys Internet S.L.
María José Blanco/Agencia Española de Protección de Datos (AGPD)
Martín Pérez/AMETIC
Matías González/Vodafone
Miguel Canalejo/Redtel
Miguel Errasti/Asociación Nacional de Empresas de Internet (ANEI)
Miguel Pérez/Asociación de Usuarios de Internet (AUI)
Miguel Ángel de Bas/GATE2G S.L.
Paloma Llana/Razona Legaltech
Pedro J. Canut/ColorIURIS
Ramón Louzao/Educa Madrid
Raúl Cabanes/Universidad Politécnica de Madrid
Rosa Tubau/Consell de l'Audiovisual de Catalunya
Sergio Ramos/Asociación Española de Operadores de Telecomunicaciones (REDTEL)
Tomás de Miguel/RedIRIS
Víctor Castelo/Internet Society España (ISOC-ES)

以上

スペインにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
